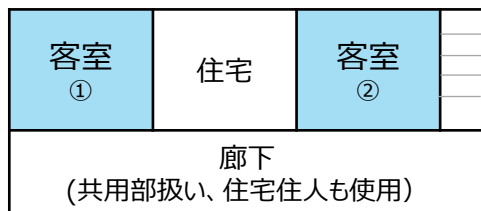


大田区旅館業法施行条例 改正案 構造設備基準「一体的管理」の考え方について(イメージ)

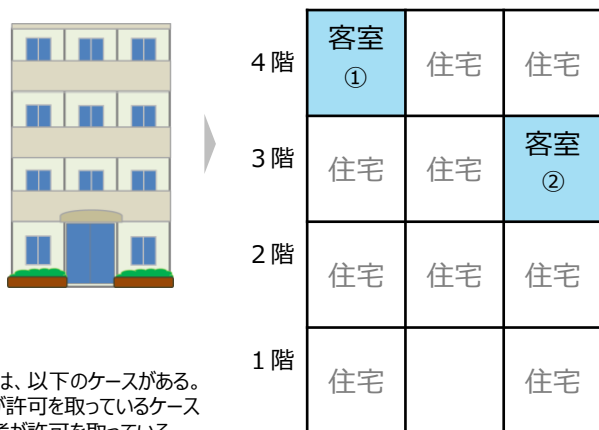
現行制度の事業例

- ・マンション内に施設が点在
- ・複数の事業者が1部屋ずつ宿泊業を行うような共同住宅でも可能（管理者は必要に応じて徒歩10分圏内から駆け付け）

◆1フロアの例



◆別フロアの例（共同住宅立面図イメージ）



※客室①・②は、以下のケースがある。
・別事業者が許可を取っているケース
・同一事業者が許可を取っている（1つの許可）ケース

- ・問題（騒音、ごみ、喫煙等）発生時、発生源の特定が困難
- ・各部屋で営業者が異なる場合、責任の所在が不明確

改正案の事業例

一体的に管理、かつ、住居と区画され、これらが混在していない構造

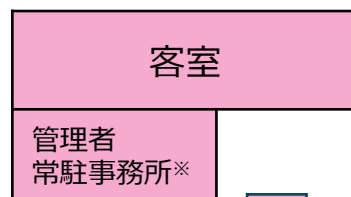
- ➡ 一事業者の許可範囲は、客室エリアと玄関帳場（フロント）や管理事務所が接する構造であり、そのエリア内に居住者など（宿泊者・その施設の従事者等関係者以外の者）が一切立ち入らない構造

◆1客室の例



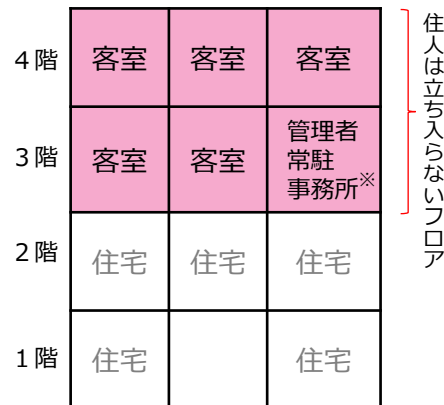
↑区画

または



↑部屋入口

◆建物内の一部フロアで1事業者が営業する例



住人は立ち入らないフロア

※図は全て、管理事務所フロント機能もある例（宿泊者は※の窓口部分を必ず通過する例）

- （玄関の外に出たところでのごみをポイ捨て、大声で騒ぐなどのトラブルへの対応例）
- ・宿泊者が施設を出て行く時点で、営業者が直接注意できることで未然防止
 - ・営業者がトラブルを即時把握、即時対応できる
 - ・近隣住民の、「トラブル発生時にどこに連絡して良いかわからない」、「連絡しても『自分の施設の宿泊者ではないのでは』と言われてしまう」といった負担・心理的不安軽減